

熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

令和2年(2020年)2月

熊本県環境生活部環境局環境保全課

環境影響評価（環境アセスメント）とは

開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを

○事業者自らが事業実施前に

○その事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い

○その結果を公表して、住民等から意見を聴き

○これらを踏まえて、より環境に配慮した事業計画を作り上げる

ための制度である。

令和元年（2019年）7月の環境影響評価法施行令の改正に伴い、施行令の改正趣旨等を踏まえ、以下のように熊本県環境影響評価条例施行規則を改正する。

熊本県環境影響評価条例施行規則改正案

○ 太陽電池発電所の設置の工事の事業を対象事業に追加

【改正内容】

施行区域面積20ha以上の太陽電池発電所の設置の工事の事業を熊本県環境影響評価条例の対象事業として追加する。

【改正理由】

- ・ 太陽電池発電所事業による環境影響（濁水発生、土砂流出等）は敷地面積の大小に関わらず県内でも発生しており、県民の関心が高まっている。
- ・ 太陽電池発電所事業の特異性として、他の造成事業（宅地開発等）が実施しづらい山林にも事業進出しやすい点が挙げられる。特に斜面地等勾配がある場所にパネルが設置されることで、他の造成事業よりも、濁水や土砂流出が発生しやすい状況になるとともに、景観に大きなインパクトを与える。